

運 営 概 要

(令和3年4月1日現在)

社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院
居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

1 事業の目的

病院の医師が通院困難な要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

2 運営の方針

- 1 医師は要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・福祉・医療サービス機関等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 病院の名称及び所在地等

サービスの種類	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
名 称	社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院
所 在 地	〒097-0017 稚内市栄1丁目24番1号
電話番号等	TEL 0162-29-4311 FAX 0162-29-4312
介護保険指定番号	0116711607

4 従業者の職種及び職務内容

職 種	勤務形態		職務内容
管 理 者	1名	医師と兼務	管理業務・指揮命令等
医 師	2名	管理者、医師と兼務	居宅療養管理指導及び 介護予防居宅療養管理指導の提供

5 営業日及び営業時間

- 1 営業日は祝祭日を除く月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間は午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし土曜日は8時45分から午後12時45分までとする。

6 実施地域

通常の事業の実施地域は稚内市全域とする。

7 サービスの内容

- 1 療養生活及び介護方法についての不安又は悩みの相談
- 2 清潔保持及び入浴方法についての相談
- 3 食事及び水分補給についての相談
- 4 排泄についての相談
- 5 リハビリテーションの相談
- 6 服薬指導
- 7 中心静脈栄養・経管栄養・気管カニューレ・人工呼吸器・人工肛門・カテーテル管理の指導

8 利用料金等

当病院がサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準のものとし、当該指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスである時は、下記に定める利用料金の支払を受けるものとする。キャンセルは、利用日の前営業日17時15分以降の連絡については、2000円の支払いを受け付けるとともに、自宅に訪問後のキャンセルについては、4000円の支払いを受けるものとする。

居宅療養管理指導費（Ⅰ）及び介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）
中山間地域等小規模事業所加算

サービス区分	サービス提供者	利用者負担額		
		(10%)	(20%)	(30%)
単一建物居住者1名	医 師	1回 566円	1回1,132円	1回1,698円
単一建物居住者2～9名	医 師	1回 535円	1回1,070円	1回1,605円
単一建物居住者10人以上	医 師	1回 490円	1回 980円	1回1,470円

居宅療養管理指導費（Ⅱ）及び介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）
中山間地域等小規模事業所加算

サービス区分	サービス提供者	利用者負担額		
		(10%)	(20%)	(30%)
単一建物居住者以外	医 師	1回 328円	1回 656円	1回 984円
単一建物居住者	医 師	1回 315円	1回 630円	1回 945円
単一建物居住者10人以上	医 師	1回 286円	1回 572円	1回 858円

9 秘密保持及び個人情報保護法

当病院の職員は職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適宜行う他、利用者又はその家族の個人情報を居宅介護支援事業所との連絡調整等で必要な場合に使用することについて予め同意を得ます。

1 0 相談・苦情

- 1 当病院は利用者及び身元引受人からの相談、苦情に対する窓口を設置し、申し出に対し迅速に対応します。
- 2 当病院は利用者及び身元引受人が苦情等の申し出をしたことにより、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

1 1 緊急時の対応

医師は、現に指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を行っている際、利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、適切な措置を行うこととする。

1 2 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者の家族・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市町村等に連絡し必要な措置を講じます。

1 3 損害賠償

当病院は、サービスの提供に当たって利用者の生命・心身・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。